

「建築士サポートセンター」開設

建築基準法・建築物省エネ法改正に係る確認申請手続きをサポートします！

令和4年6月公布の改正建築基準法・改正建築物省エネ法が、令和7年4月には全面施行を迎え、①建築確認・検査手続きの審査特例（4号特例）制度の見直し、②小規模木造建築物の壁量計算等の構造規定の見直し、③省エネ基準適合義務化が開始されます。

改正法の円滑な施行に向け、令和7年4月以降に建築確認手続きを予定している建築士等が、国土交通省ホームページの資料や解説動画を確認してもなお、添付図書や記載内容に不明な点がある場合に相談できる「建築士サポートセンター」を（一社）山口県建築士会に開設します。

お気軽にご連絡ください。お待ちしております。

山口県建築士会HPに「[建築士サポートセンター](#)」のページを設けましたのでご覧ください。

建築士サポートセンターの概要

●サポート内容：（対象の建築物は、建設地が山口県内のものに限りです。）

提出された申請図書一式を事前に確認し、以下のサポートを行います。

- ①申請図書関係
 - i 新たに添付が必要となる図書等の種類と記載方法（建築基準法関係）
 - ii 新たに添付が必要となる図書等の種類と記載方法（建築物省エネ法関係）
 - iii 完了検査時に提出が必要となる監理状況書類等の準備方法
- ②構造関係
 - i 壁量計算等の改正概要
 - ii 設計支援ツールの参照方法・使用方法
 - iii 経過措置
- ③省エネ関係
 - i 省エネ適判の手続き方法
 - ii 仕様基準によるチェック方法・記載方法
 - iii 省エネ計算の種類と特徴
 - iv 外皮計算シート・webプログラム等の支援ツールの参照先・入手方法
 - v 省エネ住宅ローン減税の申請書の記載方法

●注意事項：

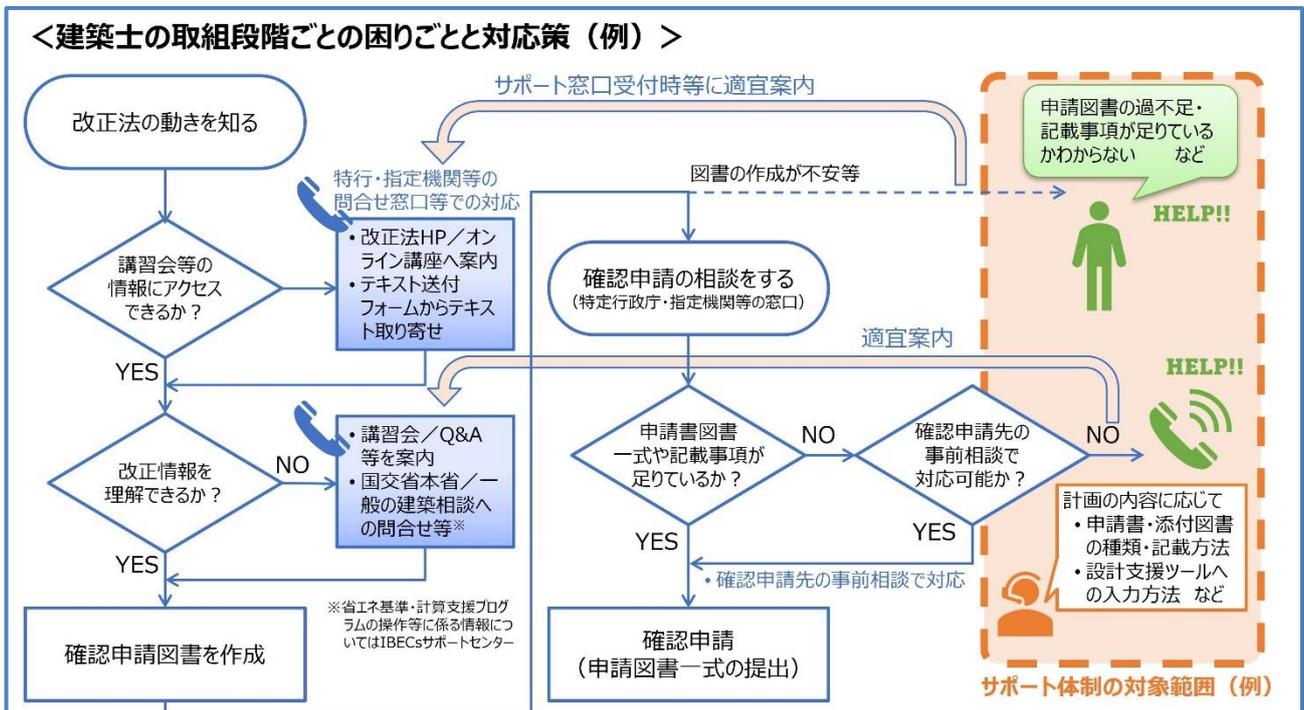
- ①申請図書一式を提出された場合のみサポートします。
- ②図書一式の確認を要しない個別電話相談には、事務局が対応します。
- ③基準への適合性は確認しません。図書、記載事項の過不足の確認・指摘・助言を行います。
- ④コンサル業務としての関与や、確認審査業務の一部を担うものではありません。
- ⑤建設地が他都道府県の場合は、建設地の「建築士サポートセンター」に相談してください。

●サポート費用：無料（申込、設計図書に係る通信費・送料等は、申込者で負担ください。）

●サポート期間：令和7年1月6日（月）～令和7年3月31日（月）

●サポートの対象範囲・内容のイメージ：部分が建築士サポートセンターの対応範囲

<建築士の取組段階ごとの困りごとと対応策（例）>



●サポートの流れ：

ステップ1 事務局にサポートを申込み

※国の予算の範囲内で実施するため、お待たせする又はお断りする場合があります



事務局から、サポート申込受付確認及び申請書類・図面等一式の提出依頼のご連絡をします。

ステップ2 事務局に申請書類・図面等一式を提出

サポート員が事前に確認するため、申請書類・図面等一式を事務局にご提出ください。

提出方法：持参・郵送・メール（データはPDFでお願いします。CADデータ不可）

※提出された資料は、原則としてお返ししません。



サポート員を決定し、サポート員が申請書類・図面等一式を、あらかじめ確認します。
事務局又はサポート員が申込者に連絡し、サポートを行う日程の調整を行います。

ステップ3 サポート員によるサポート

提出された申請書類一式についてサポート員がサポート（助言、指摘等）を行います。

- 対面サポートの会場：山口県建築士会又はサポート員の指定する会場
- オンラインサポートの方法：zoomミーティング又はサポート員の指定する方法

●サポート申込方法

下記の「建築士サポート」申込書を持参、メール又はFAXで事務局あてご提出ください。

事務局：（一社）山口県建築士会 〒753-0072 山口市大手町3-8（担当者：児玉）

TEL：083-922-5114 FAX：083-922-5122 E-mail：info@y-shikai.or.jp

ホームページに word 版の申込書があります。<https://y-shikai.or.jp/supportcenter>

「建築士サポート」申込書（□は該当項目に☑）

申込者氏名		勤務先	
連絡先電話※1		連絡先 FAX	
連絡先 E-mail			
申込者の属性	主な立場	□設計者 □施工者 □建築主 □代理人 □その他（ ）	
	職種	□建築士 □大工 □宅建業者 □行政書士 □その他（ ）	
建物諸元	所在地	山口県 市町※2 □都市計画区域・準都市計画区域外	
	構造	□木造 □RC造 □鉄骨造 □その他（ ）	
	階数	□平屋 □2階 □3階以上	
希望するサポート内容	延べ面積	□~200㎡ □200~300㎡ □300㎡~	
	①申請図書関係	□ i 建築基準法関係 □ ii 建築物省エネ法関係 □ iii 完了検査時提出書類関係 □ その他	
	②構造関係	□ i 壁量計算等改正概要 □ ii 設計支援ツール関係 □ iii 経過措置関係 □ その他	
希望するサポート方法	③省エネ関係	□ i 省エネ適判手続関係 □ ii 仕様基準関係 □ iii 省エネ計算関係 □ iv 支援ツール関係 □ v 住宅ローン減税関係 □ その他	
	□対面 □オンライン □電話	申請書類一式の有無	□あり □なし※3
申請書等の提出先		□日本ERI（株） □ハウスプラス中国住宅保証（株） □（一財）山口県建築住宅センター □特定行政庁（県・市） □その他	

※1 申込内容について確認を行う場合がありますので、日中連絡可能な電話番号をご記入下さい。

※2 建設地が県外の場合は、建設地の都道府県のサポートセンター（「建築士サポートセンターポータルサイト」に掲載 <https://www.kenchiku-bosai.or.jp/support/>）のサポートを受けてください。

※3 申請図書が「なし」の場合は、サポートを行えません。電話での相談対応のみになります。

※4 提出された申込書及び申請図書から得られた個人情報、建築士サポート業務以外に使用せず、第三者への提供はいたしません。

※5 サポートは、コンサル業務としての関与や、確認審査業務の一部を担うものではありません。